平成２５年１０月教育委員会議　（第７回）

議案第１号　「和木町教育委員会委員長の選挙について」

内　容

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１２条の規定により、委員長を選挙する。

結　果

・和木町教育委員会会議規則第２条第２項により、委員長の選挙の方法は、氏名推選に決定した。

・委員全員の同意により、太田俊裕委員を委員長として決定した。

議案第２号　「和木町教育委員会委員長職務代理者の選任について」

内　容

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１２条第４項の規定により、委員長職務代理者を指定する。

結　果

・和木町教育委員会会議規則第４条に、委員長の職務代理者は先任の委員が委員長の職務を代理する。との規定どおり、宮本健吾委員を委員長職務代理者として決定した。

そ　の　他　「今後の地方教育行政の在り方について」

・中央教育審議会が取りまとめた「今後の地方教育行政の在り方について（審議経過報告）（案）」の中の「教育委員会制度の現状と課題」の部分を読み、現在の審議状況について、教育委員会内で共通認識を持った。